

岩手県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、釜石市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
 - （2）名称 片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 2（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
 - （2）名称 鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 3（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
 - （2）名称 平田地区被災市街地復興土地区画整理事業